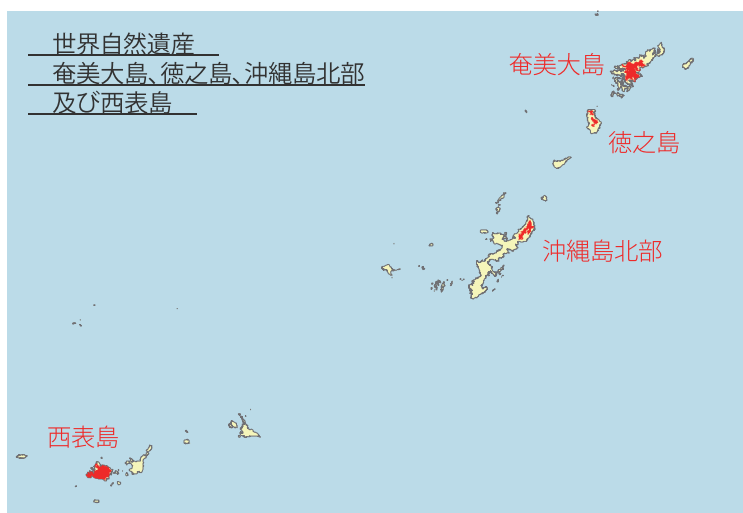


Map 18 世界自然遺産 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」

奄美大島と徳之島は、「国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性の保全上重要な地域」として、沖縄島北部(やんばる)及び西表島とともに、2021年7月26日に日本で5カ所目の世界自然遺産に登録されました。

登録された地域は、その面積が日本の国土面積の0.5%にも満たないにもかかわらず、維管束植物の約26%、陸生哺乳類の約19%、両生類の約28%、昆虫類の約21%などと、日本の動植物種に対して極めて大きな割合を占める種が生息・生育しています。また、国際的絶滅危惧種(IUCNレッドリストによる絶滅危惧種)が95種生息・生育しており、世界的に見てもかけがえのない生きものの生息・生育地となっています。



世界遺産とは

顕著な普遍的価値(人類全体にとって特に重要な価値)があり、将来にわたって保全すべき宝として、世界遺産条約に基づいて国際連合教育科学文化機関(UNESCO)の世界遺産委員会が認め、世界遺産リストに記載されたものが世界遺産です。世界遺産には、「自然遺産」と「文化遺産」、その両方の価値を兼ね備えている「複合遺産」の3種類があります。

世界自然遺産の登録には、4つの評価基準「自然美」「地形・地質」「生態系」「生物多様性」のいずれかを満たす必要があります。世界自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」は「生物多様性」の評価基準により登録されました。

世界自然遺産の保護管理

世界自然遺産は、その価値を将来にわたって維持していくために、適切に保護管理していく必要があります。このため、世界自然遺産に登録された「世界自然遺産地域」は、国が責任をもって管理できる国立公園、自然環境保全地域、森林生態系保護地域、天然記念物など国の法律や制度などに基づく保全措置が講じられています(p.41-42 参照)。

「世界自然遺産地域」の周辺には、開発など人為的活動の規制により世界自然遺産の保護と住民生活との共存を図る地域として「緩衝地帯」が設定されています。また、その周囲の島全体に、世界自然遺産の価値を維持するために必要な広域的な取り組み・管理を行う地域として「周辺管理地域」が設定されています。これらのゾーニングに基づいて、開発や利用をする際に生物多様性への配慮が行われることが、世界自然遺産の価値を守るうえで非常に重要です。

凡例	概要
世界自然遺産地域	世界で唯一の価値を有する重要な地域として、国の法律などによる厳格な保護管理を行う地域。
緩衝地帯	世界自然遺産地域の周辺にあり、開発など的人為的活動の規制により世界自然遺産の保護と住民生活との共存を図る地域。
周辺管理地域	外来種対策や希少種の違法採取対策など、世界自然遺産の価値を維持するために必要な広域的な取り組み・管理を行う地域。

【出典】・市町村界 「国土数値情報(行政区域データ) (国土交通省) (https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_1.html#prefecture46)

・陰影 基盤地図情報数値標高モデル 10mメッシュ(標高)より作成

・背景図 地理院タイル(淡色地図)

